

不登校児童生徒への支援について

1 現状

(1) 不登校児童生徒の状況

平成 30 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、県内の公立学校の不登校児童生徒数は小学校 672 人、中学校 1,599 人、高等学校 670 人（全日制 430 人、定時制 240 人）で増加傾向となっており、そのうち、90 日以上欠席している不登校児童生徒数は小学校 316 人、中学校 1,010 人、高等学校 161 人（全日制 60 人、定時制 101 人）となっています。そのうち、教員（養護教諭以外）を除いてどの相談機関等ともつながっていない不登校児童生徒は小学校 72 人、中学校 293 人、高等学校 59 人（全日制 10 人、定時制 49 人）となっており、不登校児童生徒の 14.4%となっています。

「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者で、同一年度における連続又は断続した 30 日以上欠席している状態をいう。

【県内公立学校の不登校児童生徒数の推移と 1,000 人あたりの人数】

		H26	H27	H28	H29	H30
小学校	(人)	456	443	545	566	672
	(1,000人あたり)	4.7	4.6	5.7	6.0	7.1
全国	(1,000人あたり)	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0
中学校	(人)	1,447	1,478	1,486	1,549	1,599
	(1,000人あたり)	28.9	29.7	30.5	32.5	34.8
全国	(1,000人あたり)	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5
高等学校	全日制 (人)	357	371	334	343	430
	定時制 (人)	229	213	219	195	240
	合計 (人)	586	584	553	538	670
	(1,000人あたり)	14.8	14.9	14.2	14.1	17.7
全国	(1,000人あたり)	15.9	14.9	14.6	15.1	16.3
合計		2,489	2,505	2,584	2,653	2,941

全国は国公立

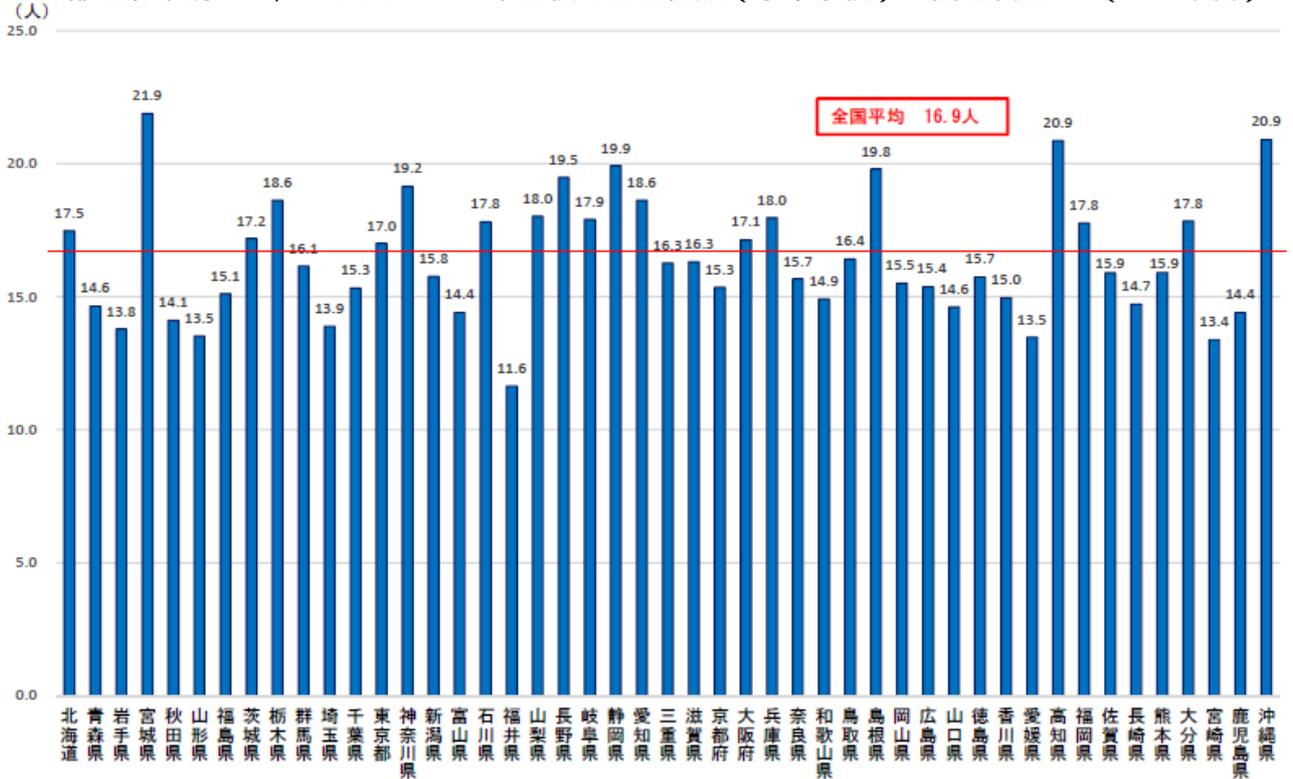
【不登校児童生徒総数に占める学校の内外での相談・指導割合(教員(養護教諭以外)を除く)】

H30年度	小学校		中学校		高等学校 (全日制)		高等学校 (定時制)		合計	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
不登校児童生徒総数	672	100	1,599	100	430	100	240	100	2,941	100
うち、90日以上欠席している児童生徒数	316	47 「44.7」	1,010	63.2 「63.2」	60	14 「16.5」	101	42.1 「34.2」	1,487	50.6 「49.2」
うち、学校内外の機関等で相談指導を受けていない児童生徒数	72	10.7 「8.4」	293	18.3 「17.1」	10	2.3 「7.0」	49	20.4 「17.9」	424	14.4 「13.6」

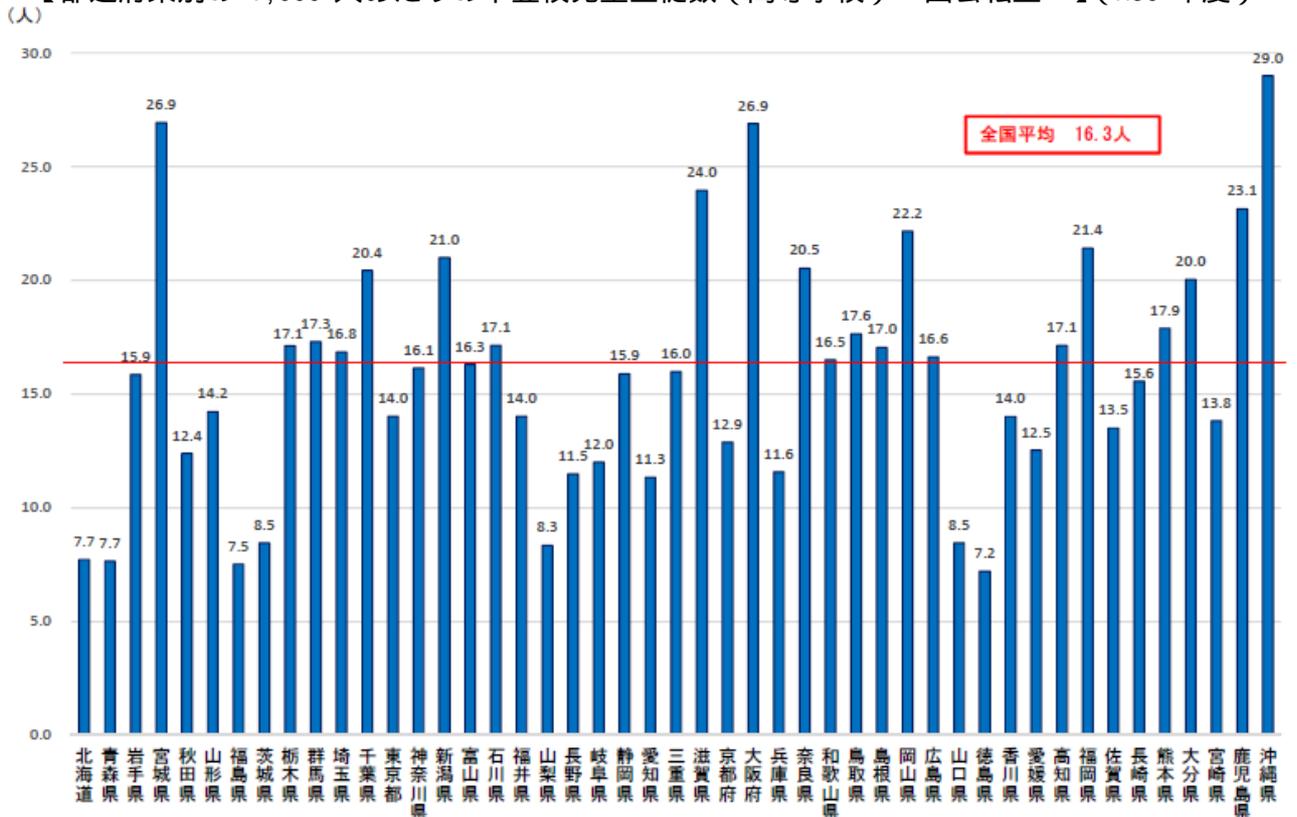
表中の「 」は国公立全国平均

全国と1,000人あたりの不登校児童生徒数を比較すると、三重県は小中学校（16.3人）高等学校（16.0人）ともに全国平均より下回りましたが、増加を続けている状態です。

【都道府県別の1,000人あたりの不登校児童生徒数（小中学校）＜国公立＞】（H30年度）



【都道府県別の1,000人あたりの不登校児童生徒数（高等学校）＜国公立＞】（H30年度）



各都道府県の平成 27 年度と平成 30 年度の 1,000 人あたりの不登校児童生徒数を比較すると、小中学校では全ての都道府県で増加しており、高等学校では 10 都府県で減少していますが多くの道府県で増加しています。

【都道府県別の都道府県 1,000 人あたりの不登校児童生徒数 < 国公立 >】

小中学校	【H27年度】		【H30年度】		【H30 - 27年度】		高等学校	【H27年度】		【H30年度】		【H30 - 27年度】	
	都道府県名	不登校児童生徒数	1,000人当たりの不登校児童生徒数	不登校児童生徒数	1,000人当たりの不登校児童生徒数	不登校児童生徒数		1,000人当たりの不登校児童生徒数	都道府県名	不登校生徒数	1,000人当たりの不登校生徒数	不登校生徒数	1,000人当たりの不登校生徒数
北海道	4,634	11.9	6,495	17.5	1,861	5.6	北海道	935	7.1	969	7.7	34	0.6
青森県	1,209	12.2	1,326	14.6	117	2.4	青森県	271	7.3	265	7.7	-6	0.4
岩手県	1,024	10.4	1,263	13.8	239	3.4	岩手県	501	14.3	531	15.9	30	1.6
宮城県	2,833	15.4	3,867	21.9	1,034	6.5	宮城県	1,353	21.9	1,624	26.9	271	5.0
秋田県	635	8.9	931	14.1	296	5.2	秋田県	321	12.2	296	12.4	-25	0.2
山形県	869	9.9	1,110	13.5	241	3.6	山形県	483	15.5	427	14.2	-56	-1.3
福島県	1,862	12.3	2,115	15.1	253	2.8	福島県	548	10.2	381	7.5	-167	-2.7
茨城県	2,989	12.6	3,907	17.2	918	4.6	茨城県	446	5.6	660	8.5	214	2.9
栃木県	2,316	14.4	2,876	18.6	560	4.2	栃木県	905	16.7	917	17.1	12	0.4
群馬県	1,977	12.1	2,495	16.1	518	4.0	群馬県	831	15.5	915	17.3	84	1.8
埼玉県	5,570	9.7	7,771	13.9	2,201	4.2	埼玉県	2,443	13.7	2,955	16.8	512	3.1
千葉県	5,527	11.4	7,273	15.3	1,746	3.9	千葉県	3,067	20.1	3,077	20.4	10	0.3
東京都	11,634	12.8	15,629	17.0	3,995	4.2	東京都	4,515	14.1	4,455	14.0	-60	-0.1
神奈川県	9,293	13.2	13,218	19.2	3,925	6.0	神奈川県	3,646	17.5	3,363	16.1	-283	-1.4
新潟県	2,091	11.9	2,636	15.8	545	3.9	新潟県	1,158	18.6	1,222	21.0	64	2.4
富山県	806	9.6	1,135	14.4	329	4.8	富山県	437	15.4	457	16.3	20	0.9
石川県	1,261	13.3	1,611	17.8	350	4.5	石川県	465	14.4	547	17.1	82	2.7
福井県	637	9.6	743	11.6	106	2.0	福井県	249	10.9	311	14.0	62	3.1
山梨県	857	12.8	1,133	18.0	276	5.2	山梨県	253	9.7	205	8.3	-48	-1.4
長野県	2,209	12.6	3,229	19.5	1,020	6.9	長野県	703	11.9	660	11.5	-43	-0.4
岐阜県	2,356	13.7	2,943	17.9	587	4.2	岐阜県	609	10.8	665	12.0	56	1.2
静岡県	4,331	14.3	5,819	19.9	1,488	5.6	静岡県	1,290	12.8	1,570	15.9	280	3.1
愛知県	9,292	14.7	11,609	18.6	2,317	3.9	愛知県	2,068	10.3	2,237	11.3	169	1.0
三重県	1,982	13.2	2,345	16.3	363	3.1	三重県	656	13.1	771	16.0	115	2.9
滋賀県	1,527	12.1	2,014	16.3	487	4.2	滋賀県	930	23.4	948	24.0	18	0.6
京都府	2,535	12.5	3,000	15.3	465	2.8	京都府	909	12.6	910	12.9	1	0.3
大阪府	10,020	14.4	11,414	17.1	1,394	2.7	大阪府	6,603	27.9	6,106	26.9	-497	-1.0
兵庫県	5,188	11.4	7,864	18.0	2,676	6.6	兵庫県	1,079	7.4	1,627	11.6	548	4.2
奈良県	1,433	12.8	1,671	15.7	238	2.9	奈良県	396	10.4	741	20.5	345	10.1
和歌山県	1,042	13.7	1,062	14.9	20	1.2	和歌山県	458	16.4	436	16.5	-22	0.1
鳥取県	588	12.7	732	16.4	144	3.7	鳥取県	207	13.5	264	17.6	57	4.1
島根県	706	12.9	1,043	19.8	337	6.9	島根県	254	13.6	316	17.0	62	3.4
岡山県	1,858	11.7	2,371	15.5	513	3.8	岡山県	1,096	19.9	1,195	22.2	99	2.3
広島県	2,711	11.7	3,512	15.4	801	3.7	広島県	1,083	14.7	1,199	16.6	116	1.9
山口県	1,184	11.0	1,505	14.6	321	3.6	山口県	225	6.4	287	8.5	62	2.1
徳島県	556	9.7	853	15.7	297	6.0	徳島県	122	6.2	137	7.2	15	1.0
香川県	1,002	12.4	1,160	15.0	158	2.6	香川県	269	10.2	367	14.0	98	3.8
愛媛県	1,147	10.5	1,419	13.5	272	3.0	愛媛県	363	9.7	447	12.5	84	2.8
高知県	855	15.7	1,059	20.9	204	5.2	高知県	268	13.9	320	17.1	52	3.2
福岡県	5,328	12.8	7,399	17.8	2,071	5.0	福岡県	2,092	15.9	2,786	21.4	694	5.5
佐賀県	981	13.3	1,132	15.9	151	2.6	佐賀県	401	15.8	329	13.5	-72	-2.3
長崎県	1,351	12.0	1,588	14.7	237	2.7	長崎県	430	10.7	582	15.6	152	4.9
熊本県	1,614	10.8	2,328	15.9	714	5.1	熊本県	790	16.3	842	17.9	52	1.6
大分県	1,194	13.0	1,599	17.8	405	4.8	大分県	681	21.4	617	20.0	-64	-1.4
宮崎県	973	10.4	1,229	13.4	256	3.0	宮崎県	468	14.5	428	13.8	-40	-0.7
鹿児島県	1,782	12.8	1,970	14.4	188	1.6	鹿児島県	1,014	22.1	1,035	23.1	21	1.0
沖縄県	2,222	14.9	3,125	20.9	903	6.0	沖縄県	1,272	27.2	1,324	29.0	52	1.8
合計	125,991	12.6	164,528	16.9	38,537	4.3	合計	49,563	14.9	52,723	16.3	3,160	1.4

(2) 不登校の要因

不登校の要因は個々の児童生徒によって異なっており、複雑化していますが、学校が子どもの様子を見て回答したのものによると、小中学校では、家庭に係る状況が主な要因となっています。加えて、中学校では友人関係をめぐる問題や学業の不振についても大きな要因となっています。全日制高等学校では友人関係をめぐる問題が家庭に係る状況を上回っており、次いで学業の不振が大きな要因となっています。定時制高等学校では家庭に係る状況が大きな要因となっています。

【平成30年度三重県公立学校における不登校の要因】 区分については担当教員が複数回答 (単位:%)

区分	分類別児童数	学校に係る状況									家庭に係る状況
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校の決まり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応		
小学校	「学校における人間関係」に課題を抱えている。	10.7	0.3	7.9	2.7	1.2	0	0	0.1	0.3	2.2
	「あそび・非行」の傾向がある。	0.3	0	0.1	0	0.1	0	0	0	0	0.3
	「無気力」の傾向がある。	26.5	0	1.3	0.1	6.7	0	0	0.6	0.9	21.4
	「不安」の傾向がある。	39.6	0	11.6	1.6	9.4	0.6	0	1.9	3.6	19.6
	「その他」	22.9	0	1.0	0	1.5	0	0	0.3	0.1	19.6
	計	100	0.3	22.0	4.5	18.9	0.6	0	3.0	4.9	63.2
中学校	「学校における人間関係」に課題を抱えている。	18.4	0.2	15.6	1.1	2.3	0.6	1.3	0.4	1.6	3.5
	「あそび・非行」の傾向がある。	5.1	0	1.5	0.3	1.9	0.4	0.1	1.9	0.3	3.9
	「無気力」の傾向がある。	33.7	0	5.5	0.5	14.9	2.6	1.3	1.6	3.0	17.9
	「不安」の傾向がある。	33.0	0	14.3	1.4	8.5	3.8	1.8	0.7	5.5	10.6
	「その他」	9.8	0	1.1	0.1	0.9	0.3	0.1	0.1	0.7	6.8
	計	100	0.2	38.0	3.3	28.5	7.7	4.4	4.8	11.1	42.7
高等学校 (全日制)	「学校における人間関係」に課題を抱えている。	21.4	0.2	17.7	0.9	1.6	0.7	2.3	1.2	0.7	1.2
	「あそび・非行」の傾向がある。	6.7	0	0.9	0	1.4	0.2	0.7	0.7	0.9	2.6
	「無気力」の傾向がある。	33.0	0	3.0	0.5	8.6	4.4	0.7	3.7	4.2	6.3
	「不安」の傾向がある。	22.3	0	6.7	0.5	6.3	6.5	1.9	0.7	1.2	4.4
	「その他」	16.5	0	0.5	0	2.8	1.4	0.2	0.2	2.1	2.3
	計	100	0.2	28.8	1.9	20.7	13.3	5.8	6.5	9.1	16.7
高等学校 (定時制)	「学校における人間関係」に課題を抱えている。	5.4	0	5.0	0.4	0	0.4	0	0.4	0.8	2.5
	「あそび・非行」の傾向がある。	14.6	0	3.3	0	3.8	1.3	0	3.8	0.4	5.0
	「無気力」の傾向がある。	41.7	0	2.1	1.7	6.7	2.1	0	1.3	4.2	11.7
	「不安」の傾向がある。	22.5	0	2.9	0.4	2.5	2.1	0	0.4	2.9	5.0
	「その他」	15.8	0	0.4	0	0	0	0	0	0.4	6.7
	計	100	0	13.8	2.5	12.9	5.8	0	5.8	8.8	30.8

平成 27 年度と平成 30 年度を比較すると、家庭に係る状況が減少しており、家庭に対する福祉的な支援が進められていると考えることができます。しかし、依然として家庭に係る状況の割合が大きい状況があります。

[平成27年度三重県公立学校における不登校の要因] 区分については担当教員が複数回答 (単位:%)

区分	分類別児童数	学校に係る状況									家庭に係る状況
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校の決まり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応		
小学校	「学校における人間関係」に課題を抱えている。	11.5	0.2	9.3	0.9	0.9	0.2	0.2	0.7	0.9	2.9
	「あそび・非行」の傾向がある。	1.4	0	0	0	0.2	0	0	0	0	1.4
	「無気力」の傾向がある。	32.7	0	3.6	0.5	10.2	0.2	0	0.2	0.9	26.4
	「不安」の傾向がある。	29.1	0	8.4	0.7	5.9	0.2	0	0.7	2.5	21.7
	「その他」	25.3	0	0.7	0.7	1.4	0	0	0.5	0.5	23.3
	計	100	0.2	21.9	2.7	18.5	0.7	0.2	2.0	4.7	75.6
中学校	「学校における人間関係」に課題を抱えている。	16.0	0.1	13.9	1.2	1.7	0.7	2.3	0.3	1.0	3.0
	「あそび・非行」の傾向がある。	10.7	0	2.1	0.7	3.4	0.8	0.3	4.5	0.1	6.8
	「無気力」の傾向がある。	31.0	0	5.5	0.4	9.7	2.0	1.1	1.7	2.6	19.8
	「不安」の傾向がある。	28.7	0.1	11.6	0.8	7.0	3.8	1.7	0.5	3.0	14.1
	「その他」	13.7	0	2.3	0.1	2.0	0.3	0.3	0.3	1.1	10.0
	計	100	0.1	35.5	3.1	23.7	7.6	5.7	7.3	7.8	53.7
高等学校 (全日制)	「学校における人間関係」に課題を抱えている。	18.3	0	12.4	1.6	2.2	1.3	4.3	1.9	1.9	2.4
	「あそび・非行」の傾向がある。	6.7	0	2.4	0	1.6	0	0	2.7	0.5	2.4
	「無気力」の傾向がある。	34.8	0	6.5	0	8.1	6.5	0.5	7.5	5.4	8.6
	「不安」の傾向がある。	23.5	0	5.1	0	8.9	7.8	1.1	1.1	4.3	4.9
	「その他」	16.7	0	2.7	0	1.1	1.1	0	0.8	2.7	8.6
	計	100	0	29.1	1.6	21.8	16.7	5.9	14.0	14.8	27.0
高等学校 (定時制)	「学校における人間関係」に課題を抱えている。	15.5	0	13.1	0	1.9	0.5	0	0.5	0.5	2.8
	「あそび・非行」の傾向がある。	17.4	0	2.3	1.4	3.8	0	0	2.8	1.9	8.5
	「無気力」の傾向がある。	43.7	0	3.8	1.4	15.5	2.8	0	3.8	7.5	11.3
	「不安」の傾向がある。	11.3	0	3.3	0	2.3	3.3	0	0	2.3	3.8
	「その他」	12.2	0	0.5	0	0.5	0.9	0	0.9	3.3	8.0
	計	100	0	23.0	2.8	23.9	8.0	0	8.0	15.5	34.3

2 支援の取組

三重県教育ビジョン（令和2年3月策定）における施策「不登校児童生徒への支援」のめざす姿

不登校の子どもたちの意思が尊重され、将来の社会的自立に向けて個々の状況に応じた支援体制が整っており、子どもたち一人ひとりが社会性や自立心を育みながら、互いに尊重し合う態度を身につけ安心して学んでいます。

（1）学校での取組

【子どもたちが安心して学べる学校づくり】

- ・ 学校行事の運営等、子どもたちの自主的・自律的な活動をとおして「絆づくり」・「居場所づくり」を推進する。
- ・ 家庭と連携し、基本的な生活習慣の定着を図る。
- ・ 不登校児童生徒がいつでも登校できるよう、安心して学校生活を送る環境を整え、個々の状況に応じた支援を行う。
- ・ 主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくりや習熟度別学習、補充指導の実施などで基礎学力の定着を図るとともに、学ぶことへの意欲を引き出す。
- ・ 小学校から中学校へ、中学校から高等学校へ、学習や生活等の児童生徒情報を引き継ぎ、入学後のクラス分けや積極的な声掛けなど、児童生徒への指導に生かす。

【子どものサインを見逃さない体制づくり】

- ・ 遅刻や欠席、保健室利用の増加など、不登校の傾向が見られた児童生徒に対し、家庭との連携を密にするとともに、声掛けを多くするなど児童生徒の気持ちに寄り添い、必要に応じて、教育相談等を行う。
- ・ 保護者と連携を図りながら、児童生徒の体や心の状態を早期に把握する。
- ・ 校内委員会を中心として、児童生徒に関する情報共有を行う。
- ・ 児童生徒が保健室で養護教諭等に心身の不調を訴えることのできる環境を整える。
- ・ 子どもたちへのアンケート調査や日常の観察、教育相談等による実態把握をとおして、子どもの理解に努める。

【社会的自立に向けた支援】

- ・ 授業時間中に別室など安心できる居場所で学ぶことができるように配慮する。
- ・ 放課後等の時間に教室や家庭訪問で不登校児童生徒への学習支援を行う。
- ・ 必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家や教育支援センターなどの関係機関と連携し、チームでの支援を行う。

(2) 教育支援センター

教育支援センターは複数の市町が共同して運営しているところも含め県内には20か所あり、指導員として34人、臨時職員として25人勤務しています。教育支援センターでは、通所を希望する不登校児童生徒に対して、指導員が個別支援やグループ活動での支援、在籍する学校と情報共有等を行い、学校復帰や社会的自立につなげています。

【教育支援センターの指導員等の配置状況】

	教育支援センター (適応指導教室)		指導員 配置数(人)	臨時職員 配置数(人)
	桑名市 教育委員会	1	桑名市適応指導教室 (ふれあい教室)	2
いなべ・東員 教育支援センター 運営委員会	2	いなべ・東員教育支援センター (ふれあい教室)	2	1
四日市市 教育委員会	3	四日市市登校サポートセンター (ふれあい教室)	4	7
	4	(わくわく教室)		
鈴鹿市 教育委員会	5	鈴鹿市適応指導教室 (さつき教室)	1	1
	6	鈴鹿市適応指導教室 (けやき教室)	2	
亀山市 教育委員会	7	亀山市適応指導教室 (ふれあい教室)	2	1
津市 教育委員会	8	津市教育支援センター (ほほえみ教室)	2	1
	9	津市教育支援センター (ふれあい教室)	2	1
松阪市 教育委員会	10	松阪教育支援センター (鈴の森教室)	2	1
	11	松阪教育支援センター (三雲やまゆり教室)	1	
伊勢市 教育委員会	12	伊勢市教育支援センター (NEST)	2	1
鳥羽市 教育委員会	13	鳥羽市教育支援センター (HARP)	1	2
志摩市 教育委員会	14	志摩市適応指導教室 (志摩ふれあい教室)	2	
伊賀市 教育委員会	15	伊賀市教育研究センター (ふれあい教室)	2	
名張市 教育委員会	16	名張市適応指導教室 (さくら教室)	2	3
尾鷲 教育支援センター 運営委員会	17	尾鷲教育支援センター (おおさぎ教室)	1	
熊野市 教育委員会	18	熊野教育支援センター (きのくに教室)	2	
奥伊勢 教育支援センター 運営委員会	19	奥伊勢教育支援センター (おいせ教室)	1	1
度会郡教育支援センター 運営委員会 (度会町教育委員会)	20	度会郡教育支援センター (度会ふれあい教室)	1	1
合計			34人	25人

令和元年度に教育支援センターへ通級していた児童生徒数は、小学校が 127 人、中学校が 360 人となっています。

また、平成 30 年度に教育支援センターへ通級していた不登校児童生徒における通級率は、小学校 17.4%、中学校 20.1%となっており、全国より高くなっています。また、これらの児童生徒のうち、令和元年度に学校へ復帰または保健室登校できるようになった人数は、小学校 47 人、中学校 188 人となっており、小中合わせて教育支援センターへ通級していた児童生徒の 54.0%が翌年度に何らかの形で学校に登校することができました。また、学校へ何らかの形で学校に登校することができるようになった児童生徒は小学校より中学校の方が高くなっています。

【教育支援センターに通級していた児童生徒数】

(単位:人)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R01 年度
小学校	69	94	105	114	127
中学校	274	306	312	321	360
合計	343	400	417	435	487

【平成30年度の教育支援センターへの通級率】

	小学校			中学校		
	不登校児童数(人)	通級者数(人)	通所率(%)	不登校生徒数(人)	通級者数(人)	通所率(%)
三重県	672	117	17.4	1,599	321	20.1
全国	44,841	4,660	10.4	119,687	15,094	12.6

【前年度教育支援センターに通級していた児童生徒のうち学校へ復帰又は保健室登校できるようになった児童生徒数と割合】

	H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度		R01 年度	
	人数(人)	割合(%)								
小学校	35	49.3	39	56.5	52	55.3	57	54.3	47	41.2
中学校	202	72.9	179	65.3	195	63.7	191	61.2	188	58.6
合計	237	69.1	218	63.6	247	61.8	248	59.5	235	54.0

(3) 不登校児童生徒を支援している民間団体

県教育委員会が把握している不登校児童生徒を支援している民間団体（以下、フリースクール等という。）は、県内 13 団体です。フリースクール等はそれぞれの団体の特徴を生かして、学習支援やソーシャルスキルトレーニング、心理カウンセリング、高齢者との関わりから自分を見つめ直す、自然体験等を通じて自己肯定感を高める、異年齢の関わりから自分で行動を決めて実行することで社会的自立を目指す、発達に課題のある児童生徒の特性に配慮し得意なことを生かして成長に繋げるなど、不登校児童生徒を支援しています。公立学校に所属している児童生徒で、平成 30 年度にフリースクール等へ通っていたのは、小学校で 16 人、中学校で 20 人、高等学校で 6 人となっています。

【三重県内のフリースクール等の名称と所在地】

フリースクール等の名称	所在地
寺子屋 松葉塾	いなべ市
ねこバス停留所	桑名市
オフィス優	四日市市
トライ式高等学院中等部	四日市市
みんなの学び家「サードプレイス」 不登校の中学生対象「ひるま塾」	四日市市
一般社団法人 家庭教育研究センター FACE(ふぁす)	鈴鹿市
フリースクールけやき	鈴鹿市
亀っこサポート	亀山市
NPO法人 フリースクール三重シューレ	津市
NPO法人 チャレンジスクール三重	松阪市
特定非営利活動法人 三重ローカルアクト	多気町
居場所 協	玉城町
NPO 法人ファンタジスタ ソーシャルスクールつなぐ	志摩市

(4) 不登校相談窓口

県総合教育センターにある教育相談では、不登校に係る相談を受けています。令和元年度の不登校に係る相談件数は延べ 3,322 件であり、小学生 405 件、中学生 139 件、高校生 286 件、保護者 2,111 件、その他 381 件となっています。また、市町教育委員会にある相談機関が受けた不登校に係る相談の延べ件数は、

小学生 369 件、中学生 318 件、高校生 422 件、その他 81 件となっています。

中学生の不登校生徒数は小学生、高校生よりも多いにもかかわらず、相談件数が他の校種より少ない状況となっています。

【県総合教育センターが受けた不登校に係る相談件数等】

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R01 年度	
小学生	面接	相談実人数(人)	30	40	42	32	35
		相談件数(件)	420	383	515	482	404
	電話	相談件数(件)	1	1	3	0	1
中学生	面接	相談実人数(人)	28	20	24	14	10
		相談件数(件)	196	149	225	159	128
	電話	相談件数(件)	3	16	8	11	7
	SNS	相談件数(件)	-	-	-	2	4
高校生	面接	相談実人数(人)	31	31	21	31	27
		相談件数(件)	269	293	182	268	278
	電話	相談件数(件)	19	18	32	13	8
	SNS	相談件数(件)	-	-	-	2	0
保護者	面接	相談実人数(人)	152	152	152	137	150
		相談件数(件)	1,536	1,601	1,607	1,459	1,281
	電話	相談件数(件)	793	798	893	697	830
その他	面接	相談実人数(人)	106	142	126	110	122
		相談件数(件)	204	212	226	172	320
	電話	相談件数(件)	77	172	124	142	61
	SNS	相談件数(件)	-	-	-	1	0
合計	面接	相談実人数(人)	347	385	365	324	344
		相談件数(件)	2,625	2,638	2,755	2,540	2,411
	電話	相談件数(件)	893	1,005	1,060	863	907
	SNS	相談件数(件)	-	-	-	5	4

SNSの相談は平成30年度から開始。小学生は対象となっていません。

その他は校種不明、幼稚園児、教職員、知人、親戚等です。

< 相談内容の例 >

- ・友だちとのトラブルが原因で学校に行きたくない。
- ・長時間ゲームをすることで昼夜逆転して学校に行けない。
- ・いろいろな不安(潔癖症で学校の物を触れない、容姿に不安がある等)を抱えていて、学校に行けない。

(5) 不登校支援ネットワーク

三重県内の教育・福祉・医療・労働・保健・心理などの不登校に関わる各分野の団体が連携して設立し、行政と民間の枠を超えて不登校児童生徒の途切れない成長支援に取り組んでいます。毎年、当事者と支援者の思いが循環されることを目指して、当事者や当事者の保護者によるシンポジウムによって、それぞれの不登校経験とそこからの生き方や不登校の子どもと向き合う親にできることなどを一緒に考える不登校フォーラムを実施しています。

【参加団体】

- ・ N P O 法人チャイルドライン M I E ネットワーク
- ・ N P O 法人チャレンジスクール三重
- ・ N P O 法人フリースクール三重シューレ
- ・ 児童相談所（児童相談センター）
- ・ 三重県こころの健康センター
- ・ 三重県立こころの医療センター
- ・ 三重県自閉症・発達障がい支援センター あさけ、れんげ
- ・ 三重県臨床心理士会
- ・ 三重県教育委員会
- ・ 教育支援センター
- ・ 三重県子ども・福祉部
- ・ 国立病院機構三重病院
- ・ 三重県小児科医会
- ・ 三重県立子ども心身発達医療センター
- ・ おしごと広場みえ
- ・ 若者就業サポートステーション・みえ

【事務局】特定非営利活動法人フリースクール三重シューレ

(6) 新型コロナウイルス感染症にかかる県立全日制高等学校における生徒の登校状況

県立高等学校（全日制）に在籍する生徒のうち、6月1日～6月9日の間、7日間連続で欠席していた生徒は18人でした。また、6月29日現在で、昨年度不登校であって今年度も欠席している生徒が44人、長期の臨時休業の影響等により欠席または欠席しがちとなっている生徒が49人、感染を恐れて登校を控えている生徒が2人います。

【不登校生徒に対する状況把握や支援の状況（全日制：6月1日～29日の状況）】

（単位：

人）

	人数	オンラインにより状況把握を行っている生徒	オンラインにより学習支援を行っている生徒	電話により状況把握を行っている生徒	家庭訪問により状況把握を行っている生徒
昨年度から不登校が継続している生徒	44	2	2	31	11
長期の臨時休業の影響により、欠席している又は欠席がちとなっている生徒	49	6	6	24	19
新型コロナウイルスの感染を恐れて、登校を控えている生徒	2	2	2	0	0

各学校では、それぞれの生徒の状況把握や支援を行っていますが、多くは電話や家庭訪問による状況把握となっており、オンラインを活用するなどした学習支援にまでつなげているのは全 95 人のうち、10 人となっています。今後は、電話や家庭訪問を通じて一人ひとりに対する丁寧な関わりを続けながら、生徒の抱える不安や悩みなど、不登校の要因を把握して、個別の状況に応じた支援につなげていく必要があります。

3 不登校に関わる国の方針

平成 29 年 3 月に文部科学省から示された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（以下、「基本指針」という。）では、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、必ずしも学校復帰を前提としない社会的自立をめざした支援を行うことの必要性が示されました。

また、教育支援センターは通所希望者に対する支援のみならず、通所を希望しない不登校児童生徒に対する訪問支援を実施するなど、不登校児童生徒の支援の中核となるよう機能強化することが求められています。さらに、教育委員会・学校と民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら不登校児童生徒に対する支援を行うこととされています。

4 今年度の取組

(1) 実態調査と訪問型支援

不登校児童生徒にかかる実態調査

毎年実施している文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に加え、今年度は県独自で、令和元年度に不登校であった児童生徒の過去5年間の欠席日数や不登校になり始めた学年、教員(養護教諭以外)を除いてどの相談機関等ともつながっていない児童生徒の学習状況や、家庭訪問等による教員の支援の実態について調査しています。

訪問型支援の実施

の調査過程で得られた情報もふまえ、小・中・高等学校合わせて30名程度を対象に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、県が委嘱する不登校支援アドバイザー3名(不登校児童生徒に対する支援についての知識や経験を有するスクールカウンセラー経験者、教職経験者、大学教授)が学校の教員とも連携しながら、訪問型の支援を実施します。

学校や保護者からは、不登校になったきっかけやこれまでの経緯などを聴き取り、また、保護者に対しては教育相談や不登校支援に関するさまざまな情報提供などを行います。児童生徒には状況に応じて、カウンセリングやソーシャルスキルトレーニング、学校と連携した学習支援などを行います。これらの支援を進める中で、不登校に関する状況等を、より具体的に把握し、一人ひとりに応じた支援に取り組みます。

(2) 教育支援センターの機能強化

教育支援センターでは、指導員が個別支援やグループ活動での支援、在籍する学校と情報共有等を行い、通級している不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立につなげています。教育支援センターに通級している児童生徒数は増加しており、「基本指針」において、教育支援センターには地域における不登校児童生徒支援の中核としての機能が求められています。

このため、今後は指導員の配置拡充とともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、通所を希望しない児童生徒への訪問型支援やオンライン等ICTの活用を含む個々の児童生徒に適した方法による学習支援の提供について、市町教育委員会と連携して検討していきます。

(3) フリースクール等で学ぶ子どもたちへの多様な学びの支援

「基本指針」において、教育委員会や学校とフリースクール等が連携し、不登校児童生徒に対して支援することが新たに示されたことをふまえ、フリースクール等に対して必要に応じて、臨床心理士や精神保健福祉士等の専門家を派遣することや自己肯定感を高める体験活動等を支援し、不登校児童生徒の社会的自立につなげます。

(4) 県立学校での取組

県立高等学校や特別支援学校では、担任や養護教諭、教育相談担当教員を中心に不登校児童生徒本人や保護者に連絡をとったり、相談対応するなど、寄り添う支援を行っています。また、教育相談週間を設定したり、児童生徒に関する情報交換会を実施するなど、教育相談体制の整備に取り組むとともに、必要に応じて、スクールカウンセラーや医療機関等につなぐなどの支援を行っています。

このような中、新型コロナウイルス感染防止に伴う一斉休校期間にICTを活用したオンライン授業やホームルームをすべての県立学校で実施したところ、いくつかの県立学校で、普段、学校に登校できない児童生徒が、オンライン授業には参加できたという状況があります。このようなことから、今年度は、不登校児童生徒への支援として、オンラインを活用した学習環境の整備や、オンラインでの相談体制の構築などを早急に進めていきます。